

澳門月報和解

74
2980

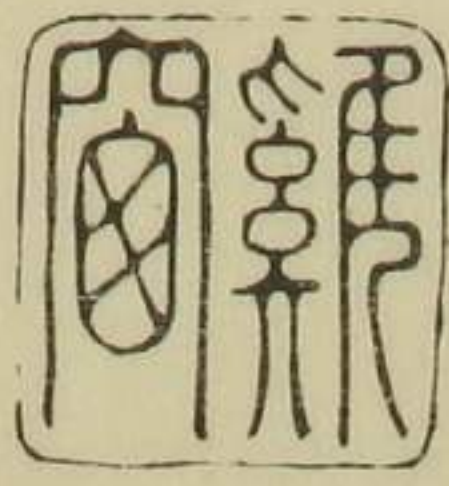


門 74
號 2980
卷

雞窓正木篤著

澳門月報和解

常惺籙藏櫻



早稻田 大學 圖書館
昭和 35.12.12 覽
藏 書



澳門月報和解序

澳門月報。收在海國圖志者。凡五編。其詳
出固一大邦。近復作囉。近旁。益廣大。此法
事所能及。故執已長。而較彼短。擬議獲取
以寓疲瘵之意。第一篇論海出。茶葉之用。
出後世。投人好。播布流。莫不家。役而戶
具之。儼然為一禮物。所謂冬用之用。不禮
之禮。其於貿易。為彰利。身之。每論茶葉。
夫惟也者。心之。茶葉。並行。而必。相。販。煙。之

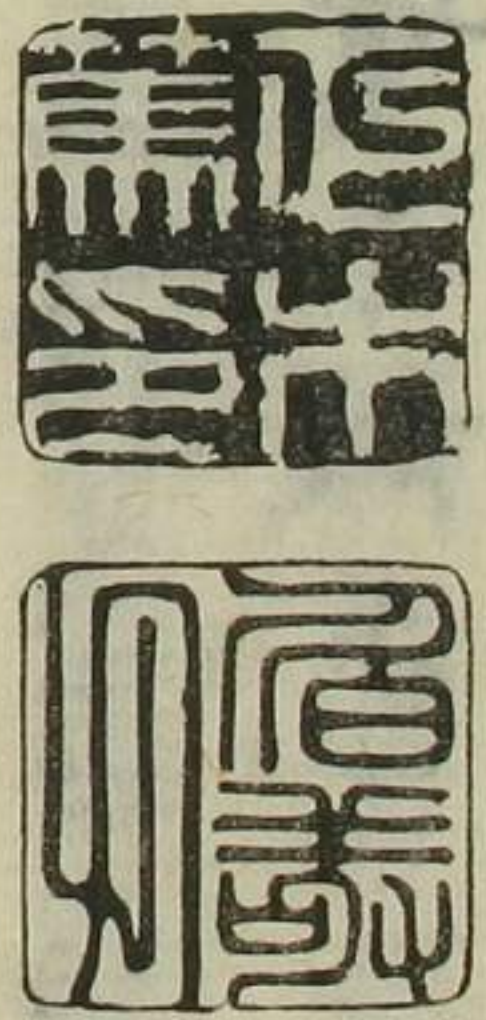
序

後。殆遍宇內。獨為英夷。則以鴉片之淫毒。而
經其巨利。終至於國。國此。難以自立。故其
禁不禁。殆一異國。家盛衰。身之篇。海禁。煙
洋夷之技。其礮船。其矣。礮船之精。唯洋夷。
故貿易。資法。船隻。而戰爭。則資之於大礮。
以是。雄視一世。遂為富國。強兵之道。第四
篇。論用兵。夷。其。論。唯利之務。劫掠。掠。此
強。同。學。之。國。且。猶。猜。於。為。事。是。如。好
其。名。而。陰。賊。之。實。者。情。態。宜。察。身。五

篇。論夷情。蓋其合而名之曰澳門。月報云
者。以澳門即媽港。實在廣東。而係之所
得。月報之地也。古昔。陶淵明。後。山海經。以
廣異聞。然。是。不。過。屋。一。澤。去。區。域。耳。斯
編。則。五。洲。以。何。情。實。之。故。垂。堂。之。可。以。從
焉。浦。魏。默。深。曰。知。彼。志。此。可。款。可。戰。匪
徒。實。方。孰。為。瞑。眩。信。斯。言。也。職。掌
之。吏。之。以。資。法。武。漸。而。陰。送。之。士。甘。為
賣。國。之。何。如。哉。抑。世。人。易。飲。者。之。聞

字不如得字。こゝに如和字。是余所以
有和解也。和解成乃引其緒。
嘉永甲寅之歲葦月仲浣

雞窓正木篤撰



樋口觀之書



澳門月報一

邵陽 魏 源重輯
江都 正木篤和解

漢土坂論をばあり道光十九年 我天保 及び二十年

の新聞紙ハ兩廣 廣東の總督林則徐の譯一出版

と古海中は四條會附奏進呈あり

漢土の人民ハ天下三分の一は居地廣く産豊り小皆

土著のもの少ふして舟小駕の事坂習ひ才藝工作

甚ど多し我之奇とせず最し奇とせば所の者ハ

惟漢土の法度數千年より來るふもよ遵ひ行ふ天
 下諸國の中ふ在て或ハ大或ハ小一國として能く
 の如く長久の法度あるもの有ふはなり額力西國
 の梳倫孔子と時同ふ一各法度立り然るふ
 額力西國ハ己ふ數その主故易る故經て法度もま
 多く更變り羅問國も亦孔子の時ふ在て當日強く
 盛んふ天下一半の地方故平げ服せり然るふ今剩
 所の地甚ど微少一阿細亞西邊の諸國ハ前ふ曾く
 強く盛んあり今ふ迄で衰へ敗るふ遇變トく曠
 野とふまよりはるふ今漢土ハ仍其法度も遵ひ行ふ

なり現今西方の諸國ハ皆國故立ると久しからば只
 兵戈故以て相勝んと欲一國欺ひて一國故奪へば
 皆その法度も因て規矩定まらば約束も遵はざる
 り漢土ハ變亂ふきふ非ざるも暫時害故受るふ過む
 乃ち一主あり即ち復統一ふは前前の如く即ち平
 げ服せり漢土の金朝元朝必む漢土の風俗律例故
 用るハ此漢土も勝る力故以て一漢土反つて其も
 小勝る文故以て是と謂ふはあり漢土の法律も由
 斯教の法律と相同ト漢土の人ハ外國と隔り別ち又
 兵火故以て鄰國故剿滅をことし習はるは以て自己ハ上

等の人より係るとあるは由斯教乃そのも亦自ら上等の人
人あるは負ふて遵ひ守り西土の法律は靡ぎて
嚴く拒げり外國の人正は漢土と同ト皆是自
己は保ち守りて風俗は雜るとは免るる正は羅問國
加特力の内の教師終身娶らば差事はあさむを努力
て教法は扶け持つふ似そり紀年一千年の時ふ至
り遂は歐羅巴は通ト俱は此教は遵ひ敬むと行は
て免羅問教の内の規矩もあつて極免は嚴肅其罪を
治むるの律例は正は漢土の律例と相等し故は漢土
も惟自ら王化の國と謂て外國を視ると皆赤身蠻夷

不同トふす
若人民の多きは論ぜは即ち一國として漢土と比較
愈々そのあつて即ち俄羅斯の如きは二百四十一萬四千
四百四十六方里は有ち城池もあつて寛大は人煙もあつて稠
密然るは戸口は一百九十二萬五千名は過む漢土は只湖
廣湖南地方寛さは十四萬四百七十七方里は過む即ち
廣西地方は戸口四千五百零二萬名あり佛蘭西地方寛さは二十
一萬三千八百三十八方里あり戸口は三千二百零五萬二千
四百六十五名あり江南地方寛さは九萬二千九百六十一
方里戸口は即ち七千二百萬名あり歐色特厘國寛さは

皇朝月日及口算

歐色特厘國寛さは

二十五萬八千六百零三方里戸口ハ三千二百一十名なり
 漢土の河南山西の兩省寛さ十二萬方里戸口ハ即ち
 三千七百零六萬名なり英吉利國寛さ十二萬七千七
 百八十八方里戸口ハ一千二百二十九萬七千六百名なり
 廣東一省寛さ七萬六千四百五十五方里又過む戸口ハ
 即ち一千九百十四萬七千名あり是漢土の一省ハ即
 ち西洋三大國の人民ハ抵る處ハ俄羅斯ハ陸路乃
 兵丁六十萬名設け立て佛蘭西ハ陸路の兵丁二
 十八萬一千名歐色特厘ハ陸路の兵丁二十七萬一千名
 英吉利國ハ陸路の兵丁九萬名漢土ハ在てハ陸路の

兵丁七十六萬四千名を設け立數國の中ハ在て最
 多ト爲なり惟論漢土の海上水師の船及及びこ
 事を西洋各國の兵船比較ハ但比較ハあなぬの
 なるは乃ち人故ト一見即ち増恨の心起さむ
 漢土ハ肯て外國の人と海面ハ在て打仗は自己
 の兵丁を關閉し礮臺の内ハ在る敵人の火食を
 斷絶せしめあり此或ハ是最トモ好の法トて亦將
 來必らば行ふの法ト係る然るハ其の法ハ實ト行ハ
 難ト蓋ト各處人煙の布滿るト因テ居民只火食を
 賣んと欲す所以ト尖沙嘴銅鼓洋各處ハ在てハ火食

々々甚ぞ得易えんえん一但好土地の人を待あてば要たいせうとせば
 方まさよ好よなり或あるハ漢土必かならずに舊時鄭成功を待あたる法を
 用もちゆる乎うたはしハ其沿海各岸の人民じん我將いひて三十里内
 の地ちよ驅入命くよ遵まぐハざる者ものハ殺ころす我思われおもふよ此法今
 まま行おこハ難が一徧處海岸も皆富厚城池しよ係うるよ
 因よてなり當日そのむつよく行おこハきたる所以ゆゑの者ものハ國を開ひらき
 勝うを得うるの兵威ぶいを以もちりなり
 漢土の火鎗ひやハ鑄成いての鎗管つよ係うる常つよ炸裂さの虞あ
 あり是これを以もちり兵丁つ多おほく施放うを畏おそる漢土わんよ又鑄また
 大礮おほあり一門いぶおよ我等われらの大礮おほ四十八門しよ抵あるあ

尚許多なほの大小等おほ一いかいざる礮火たうあり惟漢土わんハ只
 礮身たう板鑄成いてと板い知ちて礮鏜たう板い作つくると板い知ち且かつ礮身
 よま蜂眼多ち一所以ゆゑよ時常ときよ炸裂さなり又引門ひ寛
 く大おほひおるハ全まく算學さんな一い分寸ぶん施放しハ那なぞよく準
 ああらんや又石頭鐵片各物いを用もちひて礮彈たうとふす并なに
 群子封門ぐん子し板用いゆいな粗笨そふおて力ちな一い兵丁へい或
 ハ五人十人ご板い以もち一い排はいとふ一い百人ひを一隊いとふ我國
 分派ぶんの法ほうよ同おなトおどおどお又漢土の兵丁へいの行路ぎも亦同
 トおかいに我等われらの隊伍たいハ密々みつあいて行ゆく意いに任ま
 せて行ゆき緊急きんの時ときよ遇あハ誰人たれも向前ま趨走き極きめて

快き者ハ即ち是極勇の人あり漢土の兵丁ハ多く兵
丁の子故用ひくは充て兵又當らば其錢糧甚と少
とふに凡體面人ハ肯て兵又當らば其錢糧甚と少
征調ふ遇とたハ便ち機ふ乘て勒索虜掠ふより居
民兵の過る故見まハ驚き懼まざるのな一行伍
り升り武官ふ至るハ只善跳り善射と故要とを
并ふ學問なく尤も銀錢ある故要と一就く買差は
盾く缺を買く推陞せむるハ各省にふ然と現漢
土に在る甘米故買ふ力て船を治免又要て黃旗
軍船故扣へ留免く官ふ入志む此事ハ久くは

一て一番新世界を見る盾一今暹羅安南も亦別
國故學で兵船を製造故漢土も亦此法を用也然
るふ兩種の阻礙あり一ハ漢土の水手ハ愚蠢ふ一て
明白精熟の人を得ざるは係り必に別國の人ふ尋
祿方又駕駛を會せん一ハ工價太ど賤きふ係り若
外國の人故雇ふく養贍ふ敷たふざれば肯て漢土
の用をふさば安南國の船も亦仍舊製を照に只
漢土の師船ふ比ぶまハ稍好看なり然るふまも甚
ご利便ならむ暹羅國ハ尚西洋式様の船數隻あ
るも用ひ以て貿易をふ過に況く其船艙の

製造好らざるをや現に都魯機の人も在曾て西洋
人指點して好船様を装造とあり然るも總て歐
羅巴も及む若漢土の人外國の式を學て師船を
製造と欲せば必に外國人の指點如何駕駛を尋ん
凡そ外國人肯く漢土の人乃用ゆる所とある者あ
らん初時ハ必に定免く應も多少の工價各様の恩
典或許を盡し後と追てハ定めて必に驕傲らむ
官府ハ其工價を騙り并に且凌辱とあること荷蘭
人の日本國も在るに務めて西洋人と相反き事
々々日本の法律も遵從并に日本國を助けて西洋の

人を捕陷なり畢竟何の好處を得ん現在荷蘭の
日本も在る貿易ハ已に減り兩隻の船而已に至れり
西洋人の心を漢土文字も留る者ハ英吉利よりして
外耶馬尼國最となし普魯社も次順治十
七年元正保ふハ普魯社の麻領部の一士人あり書を
著して漢土を談む現に貯へる國庫の内も在る
普魯社の摩希彌阿部落の教師あり亦會漢土の
四書一部を譯し出さず又普魯社の般果羅尼部落
の一名士あり阿旦士渣といふ書を著して漢土の
風土人情を論じ但其本國文字を用ひ嘉慶五年

間こ我わ寛政十二年人あり格那孛羅「くろまいら」といふ漢土文字を熟諳うきまに但才ふさいを恃たのみて物ものふ傲あごせり又耶馬尼國「ざうまにあまこく」の紐曼「じゆまん」あり曾そうく廣東くわんとうに到いたり國こくふ回くわいりて一書いっしょを著あつり佛ぶつ教きやうを論ろんし一書いっしょと漢土の風土ふうどを論ろんじ將まさふ許多そくたくの書しょ籍せきを帶もちりて耶馬尼諸國人ざうまにあまこくじんと考究せんきうせんとす又詩經しきやう一部いぶを翻はんし出いて又力達りきくたつある者ものあり漢土乃地里「ちりり」志し一本いっぽんを著あつりて漢土ハ極樂國ごくらくこくの如ごとしと説と耶馬尼「よまに」の人々ひとら候ありて驚異おどろしむ又耶馬尼「よまに」の包底「ほうてい」阿あ人「あじん」あり現げんふ佛蘭西國ふらんせいこくに在ありて漢土の活字板くわつじばんを彫ちり普魯社「ぷろしゃ」の人ひとも財ざいを出いて其そのと我助成たすけなせり又歐色特厘「あうしやくていり」人ひとも

阿あの一人ひとりあり庵里查「あんりさ」といふ亦一書いっしょを著あつり漢土の錢糧せんりやう候論ごんに又曰またいく漢土の官府やうふんハ全まく外國がいこくの政事せいじを知しり又詢もと問と考かう求もとむ故ゆゑに今いま至いたるままる漢土わんどハ仍なほ西洋せいやうを知しり猶なほ我等われらの今いま至いたる迄までいいままど利未亞州「りまいあしゆう」内の地ちの事ことを知しり如ごとし東方ひがし各國こく日本にっぽん安南あんなん緬甸めんてん暹羅せいらの如ごときハ然しからば日本國にっぽんこくハ毎年まいねん一抄報いっしやうほうありて天下てんか各國こくの諸しよ事じを考かうへ求もとめ皆みななるなると神しん候ご留りゆうむ安南あんなんも亦また記載きざいあり九くと海うみ上かみ游ゆう過かの峽路せつろハ皆みな亦また記載きざいあり暹羅國せいらこく中ちゆうも亦また人ひとあり力ちからを奮ふるて何なにの路みちよ

天下各處の地方に到る處に講求免政事に于
て大ひに利益を得をり緬甸に頭目彌加那と云
者あり地球地里圖を造り外國人よ遇は即ち詢
訪を加ふ故に今緬甸國王も甚だ外國乃情
事を知り漢土の人果して切實見聞を要求ばま
甚だ易し一丸を洋商の歷練よ老たる者及び通事
引水の人皆探り問ふ一驕傲自ら足し一各種蠻
夷を輕慢り考究を加へざる如きことあり也惟林總
督の事を行ふに全く與ふ相反き署中よ養ふて善
譯の人あり又洋商通事引水もの二三十位を官府

の四處に指點し探り聽し日次按し呈遞し免亦
他國夷人の心は甘んじて好む故に英吉利の書籍
を將て漢土に賣與へるあり林氏の聰明ある好人よ
係りて辛苦を辭せし其英吉利國王第二の封信
を知會て觀し即ち其學識長進したるの效驗あり
道光十七八年我文政十澳門に依溼雜説あり乃ち
西洋人上羅の印する所英吉利の字よ由漢土の字
に譯し出し漢土の本板を以て英吉利の活字板
よ會合同し印して一篇よ在序よ云く數百年
前英吉利一の教を掌する僧あり本國の言語ハ

澳門明報

九

訥體那の言語も同じ故將も同じ印も今其法も仿
ひ言所ハ皆漢土人の文字を用也此書初めく出
時漢土人争ひておき故購ひ其中も多く官府乃陋
規を譏刺し有も因る遂も官府の爲も禁止せし法
漢土ハ天下の人乃中三分の一も居其國ハ又阿細洲
地方の半も居東方を周圍む各國ハ皆其文字を用
也其古時の法律經典も亦長く久かる處も其勇
敢も亦も高加薩の人と相等もかる處も性情和順
靈巧も親も孝も老を敬ひ皆歐羅巴の王化ある國
と分相等も一惟我等も一深淵を隔つのも即ち是語

言文字通ぜに馬禮遜自ら言只畧も漢土の字を識
も深く其文學を識ハ即ち甚ど遠と亦も天下
萬國の中も在て惟英吉利心を漢土の史記言語
も留む然るも通國も十二人も満びして此等の
人ハ禮拜廟の中も在て尚坐位なも故も凡も字典
を撰び雜説も撰ぶの人ハ名利も益なく只文學の
路を開き兩地の坑塹を除べたのも
澳門月報二 茶葉論もなるなり
貿易の中貨物の人も利あり并びも稅餉も利ある
ものも茶葉故舍て外斷る此より勝る者も漢

澳門月報二

茶葉論

土ハ每石の茶葉ニ稅餉收むるニ二兩五錢あり
 洋行會館の各費ハ每石ニ銀六員收めて九員乃至
 三員で等一から先日公司洋商と交易する時
 每石の茶葉ニ餉并びニ費を納む皆六兩七錢
 外海沿途ニ關口七八處あり亦須く俱ニ稅
 餉を納べ一英吉利國ニ到る候ニ每棒の稅餉
 又銀三錢七分五厘を納む統て計るニ茶葉の稅餉
 亦水脚の各費運一英國乃至りて賣値と武夷山

の買價とハ豈止數倍を加ふの事ありんや惟米利堅
 國の稅餉ハ減少故ニ各埠の茶價較賤一
 茶葉の銷用ハ極めニ廣一故ニ我等各地ニ於て心
 を盡して栽種漢土獨行の買賣ニ敵せんと欲し印
 度の阿山地方茶を出一僅ニ本地の用度ニ敷あり
 後人阿山の上面ニ於て地方を尋ね出ニ茶樹を栽
 種近お海已ニ茶販裝ふて口ニ出以道光十九年我
 保十蘭頓英吉利已ニ阿山の茶葉あり均く以て奇
 とふ以其茶小種ニ茶の三種あり白毫ニ茶の五種
 あり後茶師の考察を経て是る此茶ハ原性を傷る

あり煙氣苦味ある故致さハ皆工人の製造不善
 由須く盡く漢土の工人を用ひて栽種を得
 即ち武夷と異ふるふとふらん近年荷蘭も亦
 所屬の葛留巴に於て力を用ひて栽種になり道
 光十八年我天保九年己酉兩種の茶葉あり此島ハ福建
 の人半居る因て故に種る所の茶樹茂りて美
 此外新埠等の島及び西洋の没拉濟爾の如きも亦
 心を用ひて栽種し徒工錢を費して地土宜か
 今皆廢棄なり
 英吉利の外米利堅人の緑茶を銷用し最も多

一千八百三十三四の兩年道光十三年
 米利堅の船漢土より裝出さ茶葉ハ一千八百六十八萬八千五百三十三棒
 下ら以前より並びに此數多くなり歐羅巴内の
 地茶葉を銷用し荷蘭俄羅斯の兩國を以て最と
 亦荷蘭と毎年二百八十萬棒を要銷耶麻尼ハ毎年
 一百八十萬棒或ハ二百萬棒を銷用佛蘭西ハ廣東に
 在て口を出る時茶葉多し雖も然るも沿途に
 て分ち售本國に到るも及で口に進む時と數已ふ
 減少して只二十五萬棒を銷然るも只亦其用ひ
 以て膽經を醫するの藥材と亦佛蘭西の酒ハ便

宜多きも因て故も甚ど漢土の茶を銷さばあり俄
羅斯の茶ハ北邊蒙古の地方も在て買去一千八百
三十年も在て 清道光十年 五十六萬三千四百四十棒を
買去とな黑茶も係る喀克圖の旱路より運一運至
る擔包ハ再び水旱の二路より 娜阿額羅も分運を
其黃旂船綏領船普魯社船運を所の茶葉ハ皆甚ど
多々るに其印度各埠銷用の茶ハ毎年英國六七船
あり前も去て售賣なり其阿支比拉俄各島中の
茶葉ハ漢土福建商人の裝出を販賣も係る漢土人
の海船放て蘇祿文萊路哥尼阿新奇坡の附近各

處も到るハ西北風も順ひ駛去も係る英吉利人もま
新奇坡も在て漢土の茶を買國も回る者あり其茶ハ
均く是上等なり現も各島も在て毎年銷茶の數ハ
年と一年増もなり總て其數を計るも漢土毎年
口出するの茶葉ハ七千餘萬棒あり鴉片の貿易も以
て抵對も盡し
現も漢土の人も在て貿易を阻止しも我國の人皆
心を盡し東印度の阿山地方も在て茶葉を栽種
し致を此もり前も其地の茶も宜き故知と
雖も尚いまでも甚ど心を盡む今已も蘭頓本國も

奏聞賦税免さるるを請奉到りて諭を示し法を
設けて鼓勵今已に茶葉百九十箱を出せば
更に本錢を加多せば以て多く百倍に種
近日英吉利の攻服せし模定地方其土も亦茶
宜し再び漢土の土人を請て製造し即ち利を得
一聞し阿山の茶樹は第一年毎株先士六七箇
る處し此より遞年加増六年の後に至るまで
即ち遞年減少す約計るに五萬二千六百忽
毎年茶を産するに勞碑銀二百二十箇に値
我國王小呂宋の耕種甚ど色を起さるは以て丁令

の凡そ農器及び育て口は進むものも凡そ
そ人あり肯て洋靛等の貴物を栽し公項如何と
議して奨賞反つて肯て荒畑墾き各物を栽種の
人如何に賞給と各官をして商議定截しむ若
両家合せて架非樹を栽しあり數六萬株に至る者
ハ頭等の賞銀八千員を給ひ四萬五千株の者ハ次
等の賞銀六千員を給ひ三萬株の者ハ三等の賞
銀四千員を給ふ並びに架非口を出る時於て税を
免せり凡そ桂皮茶葉桑樹を栽種者ハ亦同
凡そ椰子樹を栽種者ハ架非に較ぶると三等

して毎等いちごんと賞やうび二千員いん加くわ其玉桂丁香きよけいとうこうを栽うゑ者ものハ賞格やうかく架非樹かひじゆニ較くらぶは倍ばいをくわふは七しち洋靛やうてん及および糖蔗さとうのき及および以上いじやうの各樹きじゆを栽種うゑつけの人ひとハ其自そのみづから鬪雞とうけい場ばを開ひらくは準あひ永ながく税うゑを納おさめは現げんニ漢土わんちの人ひと及および印度いんぢくの人ひと本もと地ぢの人ひとニ在ありて會合あひあて二十家にじゅうかニ過まぶ其耕種そのさうものさんぎやう産業さんぎやうの上じやう好糖よひさとうハ二萬棒にまんぼうニ過まぶ或あるハ洋靛やうてんを産さんける一萬棒いちまんぼうニ過まぶ者ものハ其栽種そのうゑつけの時とき方あうて即すなはち地稅ちじゆを收免あさむ若人わかしあり官府くわんぷニ代しろり心こころを耕種うゑつけ各樹きじゆニ盡つせば五年ごねんの後のち但たゞ其地稅そのちじゆを免ゆるむのとあらば並なびは五年ごねん内の納おさむる所ところの稅餉うゑを將まさるは三倍さんばいを

加くわへは給たまひ回うへの澳門あうもん月報げつぱう三さん煙えん禁きんむはを論ろんぶはなり鴉片あへんの製造つくり一いつハ八達はつたつ拏なあり一いつハ默拏もくなあり皆みな孟まう阿拉あらかの地方ちほう孟阿拉まうあらかの各官法かくくわんぽうを設たてけ工くわうをくわへ總そうく漢土わんちの人ひと此物このものを嗜好しあうを引ひくは要たいとくわ加爾吉達かろきだつ孟阿拉まうあらか乃なり首部しゆぶ落らくの稅簿うゑの上うへニ在ありる即すなはち毎年まいねん鴉片あへんの漢土わんちに到いたる多少たう別處べつちよに到いたる多少たうを查出しらすは列明れつめいすは近來ちんざう六年ろくにんの間あひだ孟阿拉まうあらかの出產しゅつさん七萬九千しちまんきゅうせん四百四十六箱しよひやくしじゆくさうなり内うち六萬七千零三十三箱ろくまんしちせんじゆんざん漢土わんちに到いたるあり故ゆゑニ鴉片あへんハ乃なりち是漢土こゝろの最もつと銷流せうりゆうの

物今其數目を將く下し開列り一千八百三十三年
 清道光十三年 漢土ハ七千五百九十八箱各處ハ一千八百
 我天保四年 漢土ハ九千四百八
 一十箱なり三十四年 清道光十四年 漢土ハ九千四百八
 我天保五年 漢土ハ九千四百八
 十五箱各處ハ一千五百一十箱なり三十六年 清道光十
 六年我天
 保七 漢土ハ一萬三千零九十四箱各處ハ一千七百五十
 七箱なり三十七年 清道光十七年 漢土ハ一萬零三百九
 十三箱各處ハ二千二百十三箱なり三十八年 清道
 光十
 八年我天 漢土ハ一萬六千二百九十七箱各處ハ三千三
 百零三箱なり此但孟阿臘一處の鴉片數目は係
 孟邁等の處の發賣所を除き外ハあり毎年

印度収むる所の鴉片稅餉ハ五百萬より一千萬員
 に至るまで等しき故に巴厘滿官舎 遂に印度
 を以て屬國中の第一と云ふに近來を以ておき城
 論むる小鴉片連に漢土に到る者古より 以來實に
 多きおと今日も過るな 總て孟阿臘の官府貪
 心の致し所故に孟阿臘港口の貿易おきを孟買
 小較きハ尤も大あり 納むる所の稅餉を計るに
 地租より多し 毎年英國に解至るの銀およそ六
 十三萬九千棒 合せると三百 連に存して印度に留在以
 て各官用ゆる所の銀も及び大約二百萬棒あり合

一千故又英國鴉片の利益を受る少くばあ
 此故以て漢土人の忌恨招けり
 印度又在て鴉片の税ハ英國多年孟阿拉の地稅
 銀四百二十二萬九千七百十二員を得なり地稅の
 外また徵收る餉銀ハ現入常例の外又在て再び四
 款の稅餉を加ふ第一款ハ波畢を種るの時即ち須
 く稅を上登り第二款ハ波畢成熟の時估價乃
 多少を以て稅を上る第三款ハ波畢汁を取の時
 於ても亦須く稅を上登り第四款ハ口税出たの
 時於て又稅を上るは要む合せ計るは收餉銀地稅

を連ねて其收る銀ハ九百六十八萬四千餘員あり公
 司の貿易を除く外餘地ハ皆禁止して裁種し或
 準ざ以て私走り稅を漏るの弊免る但英國
 所轄の地方を除く外他國も亦鴉片を土産を
 者あり加ふるに麻爾洼の地方も亦波畢を種且
 製作も好價値も昂り先年麻爾洼の鴉片ハ公
 司包攬あり時三分の中只一分孟邁より口を
 出にあり二分ハ布路亞國所轄の拏孟より口を出
 以近き二年及下此包攬の貿易去の後今卻
 つく十分の九孟邁より口を出にあり只一分ハ拏

孟より口を出せり此より因て英國逐年孟邁鴉片の稅餉銀百萬員を得たり此法度の好む窮りな故に今鴉片の稅餉英國に在てハ實に去難きよあり

一千八百八十年間漢土鴉片を準して口に進免藥材を以て稅に上し後及んで日を奉上るは禁むる多し廣東の官府ハ仍鴉片躉船を準し長く灣黃埔にありて省に距る十二里あり一千八百二十年に至り鴉片の口に進むる太ど多し清道光二年我故に躉船にして口に出さるる迄て船を文政五年

黃埔に灣を準さば是より由て零丁洋及び澳門急水門等の處に灣を設け議して規を定むる銀每箱一若干を以て總督衙門より以て水路の文武官員に及ぶまで皆これあり惟關口の得る所最も多し或ハ船主の來り取に在或ハ省城の交收むるにあり皆逐月之交清を亦鴉片を將て準折とあり毎次一箱より以て百五十箱に至れば止りとあり却て定數あり此私を走らすの光景著實痛く正すを願ふ猶西洋人の辣酒を飲むは好むとあり都會機及び印度無來由の人好で生鴉片を食ふは皆人の性命を害

其法の物よりして争ひ食ひ已む以て印度及び麻
 爾洼（まぐ）印度自ら主たるの國にありて各相争ひ種るに故
 致す若印度の人波畢を裁ざるに故想ひ漢土の
 人を除非て鴉片を食はざる處に若漢土の人鴉片
 を買ざるに故想ひ印度を除非て波畢を裁ざる
 處に二者ハみ不能はざる所なり
 鴉片ハ乃ち印度の各官養ひ成り後又巴厘滿甘
 文好司（名）官府の示諭允準を得て印度の官其稅餉
 を利より二十年間於て毎年七百五十萬員の
 稅餉あり近來數年已に一千餘萬に至る英吉利

屬國の中より在て最も貲財の數より廣東の公
 司散の後より其公司の人即ち鴉片の買賣故に
 又鴉片を賣の銀を將て茶葉故買國より回し
 英國の茶葉の餉も亦甚く大あり故に國中受
 る所の鴉片の利益少くは今義律（大臣）二萬餘箱故
 繳銷しかくの如く英國豈に一千二百五十萬員を破
 費ざらんや此ハ我等を刻して鴉片を販賣の人
 賀喜んで鴉片の買賣に縁とふを處し原是一件
 ありて就て崩倒危険を極るの事を要久しく
 其頭上より西邊の善人老實人むきく己に

六斗が為痛哭り茲竟よかくの如く平安に牧場
ハ實に竟に想ひ到らば故に我等其喜ぶと言ふ
るに及ばず

前よ一千七百三十七年よ在て清乾隆三年帶來る鴉
片ハ四千餘箱よ過ば前時鴉片の準て税を納め
口よ進むるハ一千七百九十六年よ至りて纔に禁止
清嘉慶元年一千八百三十六年清道光十六年又前
我寬政八年我天保七年
の如く餉を納免口よ進免んと欲し奏ていおご
尤も其時已に多きと三萬餘箱よ至る因て恐
るハ外國の鴉片を以て絞銀よ易換まらば必に多

く銀礦を開き漢土の財源を竭せ致さる漢土
乃ち天下の生齒繁く盛に土産最も豊の國な
る若鴉片を以て絞銀よ易らば猶其國中の精華
を採取が如く漢土の縞紗佛蘭西の小帯及び煙葉
の如きハ皆英國の禁むる所又英國の足頭の如
きハ陷麥の禁むる所となり
鴉片を禁むるハ猶佛蘭西の波利稔王英人を禁
めて本地に至り貿易相同らざる故に準ずは
如く是嚴く禁むると雖ども皆行ふはあ
るに鴉片躉船と泊て外洋に在る縁て外國

の人未嘗く自ら帶進おむ自ら漢土の走私
 船其買とこ汝の鴉片を執て單駛躉船ふいこる
 係り單交の土も憑なり漢土の人帶て内地
 進む者ハ重銀を用ひて官府も賄賂其伴り
 知ざはふを爲とを求む所以も鴉片貿易罪
 過の論あり地爾洼一千八百三十九年よ於て
 九年我蘭頓もあま作る所も係る以爲く獨り漢土
 天保十年蘭頓もあま作る所も係る以爲く獨り漢土
 人の風俗破壊るのこなるは且漢土人をく英
 吉利人を猜忌し免兩國の通商事情も礙あり
 且走私の惡名あるなり

特爾達説 零丁洋ハ漢土の荒地も係り并も兵房營
 汎保護なし以て外國人の停泊も在る然るも
 憶ふ一千八百二十八年も在る清道光九年 娜威額達
 船上の水手ハ人の殺を所とあり漢土も亦凶手を
 將て捉獲て刑を施りんも又一千八百三十五年
 清道光十六年 英吉利 多羅頓船劫りさは乃事も亦
 一件證見も係るなり是漢土の人ハ相近き自己の
 海岸上も在る其政治を施行ひ以て他國の旂
 號を保護故も亦彼處の地方も在る其立る所の
 章程を行ふも零丁洋面も在る鴉片販賣

と謂を得る合法の事係り只好説は鴉片を
販賣の船隻ハ漢土の水師船に比るは布置更は好
格外堅固なる而已

鴉片の貿易ハ英國人帶て漢土に至ると毎年お
不よと一千二百餘萬棒あり銀ハ計るは六千餘萬
員鴉片ハ印度の波畢ふて作る所係り即ち我國
の比酒仁酒ハ薏仁ふて作る所係り墨蘭地酒と
額立ふて作る所係りて皆惡酒なる如きなり有
智の人ハ其害を受る極恐きて多く敢て飲ま
て葡萄酒白酒をのむ然るは仁酒比酒を飲の人

亦禁ト絶とあるは英國人が彌利堅人の黒奴を
除き去を要免及び俄羅斯人の其田を耕すの奴
僕を除き去を要免并は漢土人の婦人足を裹の
事を除き去を要免其法律を改め換て人準し
各様教門に遵從て兒女に溺せ死するを懲治め外
國人を待と本國人の如くは法等の事のおとたハ
漢土よて其肯てあるは從たるや又英國が濃酒を
禁止するの事の如き其始め斯葛蘭 愛倫蘭撒は濃酒
を銷售其酒の税ハ國中税餉の最とふは其後濃酒
の人を害するは因て其税餉を加へ重く其を

して價を昂せしめバ窮人あまは飲者少く人とな
ち久つて走私日多しして飲者亦日多し
徒に税餉を漏て酒を禁むる益あり英吉利國王
渣治王第一國を管治す時ふ當りて定例に每棒の濃
酒税餉を收むる時兩箇半なりし免只領牌を准
して零賣を館に開き設るに准さる又賞
格を出し凡て一小杯の酒も未足税を納めざるは
罰銀一百棒を報信の人と給與あり此例を讀者ハ
皆滿身汗を流せり凡て身家と有の人ハ皆禁止に
りしに知て濃酒の貿易ハ遂に下等堪ざるの人と

落此等の人ハ産業の罰金をとめなく放膽走私
し且將に報信の人ハ滿街驅逐らんとし兩年の間
ふ積る案々萬二千人なり毎年國中銷流濃酒ハ亦
減五千六百萬棒以下らに一千七百四十二年始めて
人ハ領牌を准し濃酒館を開く仍て税餉を減少
し漢土の鴉片を禁むる事と異なるなり
漢土の人若鴉片の貿易を以て英國と同くして
講論せば英吉利國王ハ定免く肯て鴉片を運販て
漢土に到ることを禁止せん即ち印度の波畢を裁種
の事も亦定免て停止して別物に裁種をむる

國家の稅餉及び衆人の利益仍く再び得る一況
て現に鴉片の貿易に在り十分大に行はせ以て
各處貿易の利息も亦皆減少を致すを或此時
勢を看み惟漢土の事情を等候定めて奪とある
の今漢土に繳與および下に存する鴉片の數目
茲將て開列ぬ下文あり義律大臣漢土に繳與の
鴉片其計二萬零二百八十三箱ハ魯碑二千五百萬箇
に値る麻爾注の存する舊鴉片一萬二千箱ハ魯碑七
百二十萬箇に値るその存する新鴉片二萬三千箱ハ
魯碑一千一百五十萬箇に値る孟阿拉の存する舊鴉

片八千箱ハ魯碑三百二十萬箇に孟阿拉の新鴉片二
萬二千箱ハ魯碑八百八十萬箇に値る總て共魯碑
五千五百七十七萬箇に値る該五百五十萬棒有奇あり
鴉片を繳やる時方て義律大臣意を立おせ或は賠
補て各船の收單に給與并各人より問く印度に在收
回を鴉片に要む抑或ハ會單にて國庫の内に入在
收銀を要む時は鴉片客商との會單を得て國に回
り銀を收るは或願ふ義律大臣遂に會單十七張を
寫て國中管庫官の支銀に寄與并國中文字書を
付回く十二箇月期限日本國の庫より繳る所の

鴉片の價を給還も今年廣東公司館を圍み鴉片を
繳の事を勒正し我英國佛蘭西使者の礮臺の上
在を監禁する如く因て我等關口の官府より佛
蘭西使者の近哆洼地方に在て佛蘭西小帶板携
へ岸に上る故に聞故に佛蘭西使者を將て監禁し
他の上禁を違ふ貨物を繳す後を待て方纔に
釋放す今廣東の事と一様あり
義律大臣が國王の命に望むし四箇月即ち回
來る迄きを聞必に回信を接到を待て方船隻
の黃埔に進むを準に近日到る所の依里沙士地

控船ハ八月初二日 漢土の七 蘭頓より開船に係る云く
廣東煙を繳すの事ハ蘭頓にて七月十三日於
漢土の六 即ち已に知道國中の人皆揺動律衙門より
甘文好司の官府に及ぶまじ俱に各相問ふ故未義
律大臣の信を接到らば蓋し義律大臣の信ハ交阿
厘爾船の帶て蘭頓に往に係る大約總て十月の間
即ち漢土 纔に能到るを要む又蘭頓接る所の孟邁及
び漢土商船の家信あり説が煙を繳すの事及べ
バ英國のもの各皆驚動即ち買賣も亦甚ど好む
銀舗の利錢長て六分に至り又向に佛蘭西銀舗

の借銀ハ四百萬棒まゝ向ハ花旗銀舖の借銀ハ八十棒交
 銀店と支發も真ハ是從つゝ未過るゝかくの如く
 緊きを聞ぢ茶葉の價ハ長く二分を加ふゝ至つ
 る各莊の茶葉ハ尚肯て賣む有と云後東邊の
 貨物ハ逐一價を長せり
 十二月蘭頓ハ到るの茶七萬包ハ當ハ五萬八千包を
 賣去金一萬二千包ハ未賣む下ハ
 存まは所の茶ハその内一半あり茶葉を帶て口ハ
 進むの人貯へ起むハ係り價の甚と高きを奈せ
 ん賣出まの茶葉ハ十月間の價ハ比並ハ更ハ貴し

後買者日ハ少きハ因て價錢も漸く已ハ減落以前
 月十六日印度の信來るハ接得るの説ハ七月間ハ
 り廣東ハ已ハ英國の貿易停止むハ將て遂ハ茶
 葉の價値又復價を長まゝ致せり前月下旬ハ
 傳説ハ國家漢土と打仗必要免て茶葉の價更ハ
 増長自後ハ市土茶を賣の人ハ困積で賣む茶
 を買の人ハ外ハ到つゝ購買毫も得るあゝ已ハ以
 て下等の黒茶緑茶も亦常時好茶の如く工夫
 茶を并て一樣の價値ふる致せり
 漢土の夷人を圍ミ守りて煙を繳まの信ハ七月三

十一日 即ち六 月十一日 已に蘭頓の因底阿好司に到りて都

内各衙門及び貿易店銀店俱に擾亂さるるあり

是日蘭頓に在てハ天色昏慘して米價も亦昂貴

國中も亦昂貴に缺銀も苦み銀價即ち已に增長て湖

絲の前時價值好らざれば今の現今已に大に改變り

ある所の茶葉も盡く皆價を起蘭頓の各物件も

昂貴あらざれば此季内は孟邁地方も

土に到る鴉片棉花下も存し未去ざる者を要む共

に計るも虧銀六百棒あり眞は是は大に利益も害あ

る若再び遅延して理さざれば必に許多の貿易を倒

塌て地方も窮困せん

漢土英國と貿易して英國の庫中毎年得る所の

税餉も四百五十萬棒を下らば九千五百員若一たび停止

後經ハ數月の間國中定めて困乏せん前時公司あ

る此時各大班も亦常は慮るも貿易も停止せざるの

事及び常は茶葉を蓄積以て兩年の需めも備へ

る必要も因て公司を散らるの後即ち茶葉の存蓄

なく散商の貿易も縁て茶葉國に到るも立どころ

に即ち銷る或圖も何ぞ能存積し現に英吉利并

びに米利堅の二國に在ても亦已に鴉片を禁むる

ふ鼓動あふびよ即ち告示を出して鴉片を販及
 び鴉片を食ふの罪を定め又賞格を出し人の極
 好むの告示を做るを求免以て鴉片を禁止せ又鴉
 片貿易の罪過論あり地爾注一千八百三十九年清
 光十九年 於て蘭頓に在作所係る以為鴉片ハ
 我天保十年 但漢土人の風俗を壞るのそあふび并せ漢土人
 英吉利人を猜忌し免兩國の通商を嫌び恨こ
 あらむ現 在許多仁愛の人あり一會を立爲て此
 貿易を禁止せんと欲す其哲付里士ハ此會係り
 著名の人あり孟阿拉に在る醫館を建立律山頓お

よび沙渣治士當頓と同ト共此會を立先講明
 して衆人と其良心を感動然る後遮り稟ひ國に回
 りて律好司甘文好司及び巴厘滿衙門各官府の助理
 を求めんと欲す此會章程を立定免必を巴厘滿開
 口より東印度の公司に分付禁止して鴉片を裁種
 こゝに法準を要め方禁止して變て他項正經
 の貿易と作魚
 蘭頓新聞紙の内載るふ云く律士丹の合遞一稟ハ
 漢土の貿易を停止せらば講論するハ皆鴉片の禁を
 犯すより見ところ成起し國王に請て將鴉

片の貿易を停止せんとす漢土人の鴉片致禁止に
 るハ風俗政事稅餉の爲よま係り外國人ハ即
 ち應よ其法律に遵つて行ふ處一現在衆人之説
 漢土の官府ハ規を受けて管に禁止ハ名ありて實
 なしと又説よ漢土ハ我等の使者を拘禁り殊に
 思ふに規を受るハ乃ち官府の事ありて朝廷に
 とたび知バ立どこ強ふ即ち究辨以安と禁止ハ名
 ありて實ふ一と説致得んや況て義律大臣並に
 使者ハ非に代理の人よ係るよ過ぎ所の若英國
 の律例を按バ即ち應よ各客商ある所の鴉片致按

て更よ三倍の罰銀を加ふ處一今漢土ハ只其鴉片
 を將て收繳をよ過ぎ所の然るよ因て我國正經の
 貿易を累り致し一と虧缺を受へむ所以よ人
 の再び賣よ任るあさよざふなり
 我等自ら鴉片の害を漢土よ貽すの故を以て漢土人
 の憎惡ところと爲を知常よ自ら漢土よ解んと欲
 因て思ふよ惟醫道よ益ありと嘉慶十年我文化よ
 於て醫生俾臣ある者あり粵よ至りて牛痘を種
 と致教へ一年よ種る所の小兒數千致收む道光七
 年我文政十年醫加厘赤ふる者あり澳よ在て眼科を施し

設け五年の中うち漢土人を醫愈なをすし四千餘あり費去ついやら
施せ一藥の銀千八百餘よびと棒ぼう之衆人捐助あつひとたまけ一あり道光
十五年我天保復彌利堅國の名醫伯駕あつひとたまけあり者あり亦
外科を開き數年の間あひひ一て醫愈なをすし七千餘人一切
下證げまやにな來きこず醫りやちよ就其餘輕證よろきやまひハ數を以て計ま
難が一費ついやを所の銀ぎんもまま三千兩よ亦ままま衆人の
捐助たすけ一とこ此皆伯駕の利を貪むさわむ煩わづらむ一記を
厭いとむらんまとごろごろごろご誠心の致いたす所あり
澳門月報四 兵つゝの兵めい用めいゆるを論ろんむはあり
現げんは蘭頓國都の中らんどんこに在ありて官兵を助け打仗を要もとむ

るの人あり民人たみに助け打仗を欲ほせざはの人あり互たが
ひあひ相争あひあひ論ろんト三晝夜み一て決きまるら紙く聞きを以て
各おの大官おほハ九分戦くひの鬪むを得て方ま衆人の争あひ論
むまを免まる現げんは東印度各英國所屬の地方あに在あり
已まに皆預みなト船隻ふね兵備へい一り即すなち國中の各部落
に在ありても亦ま已まに令ふを各船ふねに出一い軍器を裝定ま一
前まて凍仰渡ひがに往會合ゆき一又甘文好司あまに分付漢土
の地方ちかを糊亂こ擾害わうがい一と減準くさん又云く打仗の事ハ
長ちやう久きうふるら宜よろしく短速せきに宜よろしから然しかるら試こみ
問と我等應まる鴉片の貿易を將あて拋棄なげ金かねを抑おさ或

ハ漢土と長久打仗ありて鴉片を保全せん乎とか
くの如く看來るハ漢土ハ究行過あるあり一様事情
我國攻打の縁故を爲す足り
漢土の海島ハおおよそ三段に分つ一ハ廣東海島其最
も大なる者も省の西南に在る其省の極東ハ即ち南
澳あり若船を泊適中の地を論ぜハ好と尖沙嘴と
過るものなる一ハ福建海島その大なる者を臺灣と
いふ甚ど是富厚く淡水雞籠二の港口あり其彭
湖と對し面の地ハ甚ど瘠瘦然るも臺灣必要の區
とふに次ハ即ち海壇と一して二島の大なるも及び

然るも人民ハ彼に居る甚ど多し一ハ浙江の海島舟
山甚ど小なり然るも形勢ハ甚ど好まきを以て貿
易を作らば必む更に別處より興旺する漢土中央
の地方に係るも因て寧波杭州上海蘇州等の處
の如きハ往來に必む由の路故に亦緊要あり我等
若かくの如き一處の地方を得ば彼に在て立定ぬ
再び一處新嘉坡海岸の如きを得ば鄰近地方を
招き集めて往來貿易を益く又必む其地産を
る所ハ居民の用は敷く足らざる貿易來往に必む經
るの港口とふせば獲所の利益少くは

廣東謠ひ傳ふ漢土の官府ハ省城外の房屋を將
 て折毀以て城池の保障とふさんと欲すと此信
 る不足は廣東の省城ハ高さ十忽あり八寸を忽
 圍之亦礮眼ありて并み城濠あり歐羅巴の各
 國城牆あきの郭落の如く一樣なり凡そ工作手藝
 棧房貿易ハ多く城外あり城中較むば更ニ蕃
 庶とふに豈能盡く折毀し或行むんや若此法を行
 へば害を受るの人更ニ多し

道光己亥十一月即ち漢土の新聞紙曰く得忌喇士の
 船主義律大臣の命ニ遵ひ去て九龍山の礮臺を攻

打正力を出る時在て己衰へ敗る或經て漢
 土打退けらる又別三板幾隻ありて趕前幫
 助亦も皆退け回陸續て尖沙嘴歸る次
 日又預備へて軍器の杉板船あり再去て攻
 打衆船の至るも亦皆昨日の敗覺り得たり若
 報復をせざば英吉利の旗號必定て辱を受
 天明は時予て勇を鼓去ば豈預備
 免備の事或知人皆狂然屬せり是日尖
 尖沙嘴收免回義律大臣此事の辨理ハ大錯
 り一件の錯事以て比ぶ諸事軟

弱悲む魚く憐む辱一此舉ハ原我國旗號の體面
及ひ我等自己の聲名を保護る係り理ハ應ふ
力を極めて攻打師船を燒毀礮臺を折毀一以て
受る所の凌辱を除く辱一今卻てかくの如く収斂
く我ハ義律大臣の意見錯り又能忍んでをちを受
るを笑ふあり

道光己亥九月十二日 即ち八月 大呂宋 墨爾咩那爾の
枝桅船灣泊る潭仔ニ在清早五點鐘の時漢土の
數船ニ攏近うはるハ是兵船ニ似たり大呂宋の水
手即ち旗號を扯起に久しきびりて即ち兩火

船の駛來るある後見て水手即ち錠鍊を放ち以て
火勢洩さく後又大艇兩隻あり一ハ船頭ニあり一ハ
船尾ニあり火を縱つ大ニ燒時又許多の小兵
船の攏來るあり滿船俱ニ是手ニ軍器を執の人蔓
船上の人驚慌て齊しく水に下り又漢土人ニ撈起
らば衆人遂ニ船上の物件を搜り取水手の衣服夥
長路程圖を連ねて取去旗號を割下り復火を放ち
て船板燒りおるよと共ニ銀二萬員ニ値る夥長水
手及び撈起多人を將ひる俱ニ帶回り去
ていまる回
らざる者

道光己亥十月二十八日 即ち九月二十二日 英國兩隻の兵船澳門の洋面より旋を起て虎門に至り風を因て阻らま延て十一月初二日早に至りて纜に到る共五方より虎兵頭士密一たび穿鼻洋に到り即ち稟ひ求めく尖沙嘴に灣泊の船を燒燬し我を免に彼に在て國王の回信を等候し或ハ別な法を設け貨を卸し遞稟て後退き出る三里よりして批示を候ふ我聽し次早に至る及んで提督發回し并よいまご啓視に速く交出て兇犯を我諭し旋提督の師船洋に出て將に英國の兵船に近づらん

とる我見て士密まづ大礮を放ちて攻打即ち師船四隻あり一同に礮を放ちて回し撃打了と兩點鐘の久しきあり提督其大勇を顯せよ因て船隻を扶持しまづ大に傷らざれば致せり我門華倫船上に提督の礮を船頭が傷らま并に繩索等件の人亦傷を受速く即ち退き出澳門洋に回到義律大臣士密馬禮臣隨つて即ち船上尖沙嘴に赴き趕回りて保護なり

前時船主の士密尖沙嘴に在退きて外洋に出漢土即ち以て是ハ害ありとあし他を怕る漢土ハ

是風順水順ふ縁直來り奔りて英船を撃
 彷彿就く全く我等の船隻焼燬んと要む士密等
 因て礮臺の下に在て打仗危険とある故恐る我等
 退歩あつた所以に早ふ及んで退き出近むる九
 龍の礮臺を開き新に修免く更に堅固あり又聞
 り多く師船を出し并に火を引の物故裝満たり
 明らふ是兩隻の兵船を圍む灣泊く着候待即ち船
 に向ひ火を放つ故要むるあり現在我等の船ハ銅鼓
 洋に灣泊し潮水甚だ急して灣泊し難く卻て漢
 土人の流連し順ひ火攻むる不利きと尖沙嘴より

甚だし知れ士密何故に此に在て灣泊しあり
 道光庚子七月初二日 即ち六月 香山縣の會同澳門の
 同知一の告示を出し言總督の命故奉り英國の
 兵船近來海岸を離出ら取て漢土の兵威に攻敵
 むして鴉片の走私貿易故保護し過ぎは見え
 り足師船を諭令し大小河口を封禁りつて英國
 の兵船進み來る故免し師船に火礮器械を裝載
 て外洋に出夷船を毀滅しを除く外并に漁船登
 家をして洋に出て攻打しめ其家屬ハ官より爲
 り資給養贍まら賞むる所の銀も亦前時賞格に

比ありと上ニ説とある最も多し知むよく準給
 奮きや否然るは漢土の人預ト免封港兵船を攻
 打の事ニ備るト甚ど是勇壯あり又船百隻あ
 り虎門より出來る候聞
 道光庚子新聞紙ニ曰く二月二十八日 即ち正月 廣東の
 師船二隻及び許多の小火船あり燒然金星門の
 船ニ向つて吹來る幸ひは風を被りて水湔岸邊ニ
 近づくとより漢土許多の小艇及び外國底威爾
 の大杉板船頭の桅を燒了し燒るト久しかつむ
 救ひ息をり又哥洼支麻里の船あり火を避く淺

灘小擱在久し方ニ駛脱する其窩拉尼兵船の
 上當小杉板を遣火船將ひ撥けて岸上ニ至り
 各船を離去めりて險を免る處に聞各船の上
 裝ふ噴筒あり礮を開く候見は是晚ニ又火船の
 到り來るあり皆順遂を得は喜ぶ所ニ是晚潮小
 なく風軟くなり漢土の人若各火船を放ち得て我
 等の船ニ法を復得ば必は其害を受ん此算ハ
 六也第一次後來恐らくハ漢土の人若一たび練熟
 し火船を駛るニ準あるハ即ち更ニ危險の事あ
 らん切當ニ小心で是を隄防す

道光庚子六月十三日 即ち五月十四日 新聞紙云く早上

十隻の火船あり猛流を乗着金星門に向ひ來る

我等灣泊許多の船を旋起し以て其害を避

并に兵船上に在の杉板を放ち下し火船を將ひ

驅く岸上に至る惟炸裂の聲を聞の害をなは

と火船衝來る時當つて許多漢土の官船あ

り攏來り火を著の船ある故欲望て即ち行て攻

打後火船の功成あたはば見遂し即ち駛

回し只兩桅の特威爾船の上を跳過て水手幾名を

殺死即ち跳り水に下りて去火船の様子ハ皆甚ど

好火引の物に満載て一對一對を用て鍊々起り上

東を督する事

道光庚子五月二十二日 即ち四月二十二日 希爾柱士の船主讓西

あり福建南澳島の西北にありて八隻漢土の商船

三隻大舵船を見り遇し外看ハ全く買賣船に似

て毫も分別あり漸く駛漸く近し船主纔に疑心

を起し分付候て預て免備へ尚いませと停安を

して那の船已に我船の右後稍に貼著鳥銃を施

放おの時風静り又打魚洞の中は在我船離れ開

ひて礮を發つあはるば亦只槍を放つて回拒を得

乃ち我の槍火ハ放ち去全く用ふ中ぎは漢土の船
 皮蓆を用ひて遮蔽をなす好彼の水手ハ蓆後の地
 面に在て槍火を放ち甚ど穩定準あるふ因まゝ火料
 數次を用ひて燒著るを救ふに滅了し船上の繩
 索を延焼致さば良久ふして風纒み起り我船
 方子能轉動て礮を開き海賊始て行逃去り
 我船上の水手五十名傷を被るとの十五名より
 て船主の攘西ハ傷致受ると甚ど重く下腮及び眼
 周身及び腿に重傷を受心中をなはさば憂愁極
 此福建鄧制軍の募る所の水勇改割の
 事夷ハ知れりつゝ海賊となすあり

又九月十九日 即ち八月二十四日 新聞紙より曰く福建泉州の來信
 云く布林麻兵船の幫阿厘牙達兵船と同一厦門
 在て漢土と打仗我の彈子にて漢土の師船を穿
 過直ち打て岸上に至り共師船數隻を打沈め
 り漢土の人遂に連夜各師船を將ひて港口の内
 回る次日漢土まゝ師船裝上大礮二百零四門を擇選
 り其中極免て重く大礮あり再び我等と
 打仗我兵より岸上をよこすところを遠く兵船を
 將て駛開き礮彈も及むが處に至る然るに漢
 土の打て兵船に至るの彈子も亦少くは其礮彈ハ

重さ十八棒入至る者あり十二兩板兵船大桅の帆竿
 ハ己まが打折る漢土ままと港口及びま対面の海島まあり
 て礮臺數座ま改建まりて防ぎ守りをまふせり前時
 兵船數隻を派設て厦門の港口を封じま惟現在兵
 船勇敢ま又遇ま了まのま後大抵必ま去て再び兵幫の助
 け改請あり此亦福建都制軍の時の事あり
 蘭頓付來の新聞紙以後ハ新聞紙又考へた云く現ま甘文好司官舎名ま在て
 甘密底を派設去て倉庫を查察まふまひま倉庫の法
 改立定免去年得る所の税餉まを將て去年國中の費
 用と民間拖欠まる所の税餉と改併せ一併ま列明

りふは一千八百四十年清道光二十年在て大槪の情形
 を按へ收むる所の税餉錢糧我天保十一年を看來るま約四千七百
 六十八萬五千棒あり別ま印度の公司ま在て收む
 る所の税餉錢糧ハ己ま十五萬七千棒あり合ませ共
 算へ來るま己ま四千七百八十四萬二千棒あり計
 開くま本年還賬の銀二千九百四十三萬九千棒まの
 外別様大庄使の費銀二百四十一萬棒其餘各官俸
 銀の類おるまよま一千七百四十五萬一千棒あり總て
 共ま算へ來るま己まおるま費用銀四千九百三十萬
 棒あり若收むる所錢糧税餉の數と費用の數と

を將て比較起來バ即ち入所ハ出を所ハ敷たゞざる
 故見得るあり前任の管庫官を査るは國中の費用
 足むとふに故に庫中より單掲下銀一百萬棒を出
 以て文學館の費用とふに此項ハ己に雜項大庄
 費用の數内ニ歸し再び去年庫中より曾て單掲
 下銀二十六萬棒を出し以て愛倫地方ニ在各和尚
 の費用とふに此項もまた前任の管庫官拖欠下
 來の賬ニ係り俱に己に雜項費用の數内ニ歸し此
 兩項を除くの外ハ一十九萬八千棒を差を此數
 本年費用の數内ニ歸して在り係り現在ふと

未と查清む所以ニ是虧空の是るが係を知得る
 あどるは去年收免得る所の錢糧稅餉おるよと四
 千八百一十二萬八千棒あり去年費用銀四千九百九
 十八萬八千棒あり掲下文學館の用とふに所の項を
 除き去短少銀八十六萬棒後また提出して軍需費
 用の銀七萬五千棒とふに合せ共ニ算へ來る少短
 少費用銀九十三萬五千棒あり去年に在て共ニ計
 る少虧空銀一百四十五萬七千棒然るは上文に在る
 載る所愛倫地方各和尚の費用とふす銀二十六萬
 棒を除却の外虧空銀一百一十九萬七千棒と付

寄書信の費用とふに銀二十五萬棒を除却の外虧
 空銀九十四萬七千棒まゝ軍需等項費用とふに短
 少銀九十三萬五千棒を除去の外實に虧空銀一萬
 二千棒併せし着落なし此去年收むる所の稅餉
 並びに費用の數に係るあり本年に在て算清を
 所の數ハ各款費用に論ト及び即ち賠償賬目
 息銀三千四百八十七千棒あり両好司衙門の命を
 奉て兵費銀にて水師の用とふに六百棒軍器庫
 の用とふに五百六十五萬九千棒武備雜項の費
 用とふに銀一百八十八萬五千棒を給出し其中多

く已ふ出たに銀單と只二百七十三萬六千棒を存
 いまぐ曾て出さるは單と各官俸銀一千六百八十八萬
 棒とふに總て共々費用銀四千八百七十五萬七千棒
 なり此外に數款の費用銀あり一と水師の費用
 並びに各兵の工食に係る定免て必む豐よして兵
 力に強く勇むを致しを要む此項を已に經
 て一十萬棒は提出せし後又官府を派設るに
 費去銀七萬五千棒とふに第二に加拿達
 方と係る費用に係り本年倉庫を查るの時候往
 年と比しは更に早なる因所以に尚いま知を得

北阿米利堅
 洲英屬の地

前年加拿達の費用銀五十萬棒に係る去年加拿達の費用銀一百万棒あり本年加拿達の費用銀いまだ知を得ばと雖ども然るも最も少きの數に就く且く三十五萬棒を算り第三ハ漢土と兵を行の使費に係る皆印度國家の先支たるに係る然る後ハ國中より給回を前時瓜哇噶啞吧の地方に係ると打仗時より預ト免用ゆる所の銀を料る故に能先銀單を出し俱に漢土と兵を行の事いまだ何れの時方より歇止致知に所以に其數目既定むる能るに況て印度兵丁の費用甚だ大あり所以に更に敢て預ト免

先料に定めを現在東印度の公司付來の數を按るに兵を起すより後五月初一に至るまで即ち三月已に經費去銀五萬四千棒あり若再び兵を行と六箇月の久きハ其費用必一十六萬二千棒ある致致を以て上用ゆる所五萬四千棒を連て算來を即ち二十萬六千棒あり然るも其中運載船の費へあり若打仗得て久くハ即ち必運載船を用ひば此の如く看來るに大抵一十五萬棒なり即ち足餘を以て打仗の費へと爲る兵を起すより後五月初一に至るまで即ち三月用ゆる所の銀を除却外即ち一

十萬棒と留下して以て再び打仗六箇月の費へと
爲す。此項兵の費へハ乃ち東印度の公司先行
支給し係る再び庫を查る時又至る候待て給回を
此去年並び本年庫を查る各款の數あり再び
下年國中費用の大概數目を推算し計還を賬目
利息銀およぼせ三千一百八十七萬七千棒を要む水
師併び軍器各項零碎は銀およぼせ一千六
百八十八萬棒を要む合せ共々費用銀四千八百
七十四萬七千棒あり再び水師の費用銀一十萬棒武
備及び水上に派設る官員の費用銀七萬五千棒加

拿達の費用とあは銀三十五萬棒漢土と兵を行事の
費用とあは銀一十五萬棒を加して大概下年庫を查
る時共々費用と必は四千九百四十三萬二千棒の多
きある候致え此一定必は須るの數に係る其餘尚
許多いまだ曾て列強出さば候ものあり

澳門月報五 各國の夷情を論むはあり
俄羅斯と漢土と素より和好の國に係り俄羅斯近
來屢東印度を攻撃んと欲を今あは漢土よて英國
の貿易を停止せしむの事と大抵まは俄羅斯の陰謀
に係り京都の内よ在て懲通いしを所あり然るに

漢土も亦二萬の兵を發し緬甸より孟阿拉も入我
等を驅逐せしめて海も出を盡くせり
我等間俄羅斯の權柄陰謀を大に我等東邊の印
度西邊の巴社等の國も害あり俄羅斯も書館の
北京も在ありて漢土の情事を俄羅斯以て知悉を
盡くして我等并び人の北京と來往するな
漢土ハ已に英吉利印度の稅餉も鴉片及び茶
葉棉花も由來ある故に俄羅斯もまた我等印度の
稅餉を奪んと欲し公司所屬の地にして安靜ふる
あつてもざるしむも亦已に足り又何ぞ必也しむ

再び別法を用ひ來りて相害げんや一千八百三十七
八年清道光十七八年我兵攻て印度の西北を取直し千拿
哈小到り又加布爾も至り已に西藏の西界も近
葉爾羌戈什哈地方を距し遠く邊疆上も駐ま
りて大兵隊有ら此幾座城もあり達機士頓と并
び附近各國貿易極免て大あり漢土が我等の先
み印度も在を見て貿易も過おとせし後後卻つ
て地方を全得了ましく新奇坡を得又澳門小呂宋
を謀るの意あるふ似たりも漢土を犯すの意あ
るふ似たり故に漢土もて各埠頭門を將て塞ぎ

只廣東しんくわんとく又在あり貿易うりあひを以もつては海うみの邊へに設たて準じゆん一いつ又また兼あひて俄あつ羅ら斯し人にんの挑あざむ動くふとあり故ゆゑに此この膽たん大だいの法ほうを以もつて漢かん土ど向むか來きハ肯あへて我われ等らを待まちふと大たい西せい洋やう俄あつ羅ら斯し各かく國こくと一いつ樣やうあらず我われ今いま漢かん土どの我われ等らを待まちふと大たい西せい洋やう俄あつ羅ら斯し各かく國こくと相あひ同おなき故ゆゑに要いむ此この重おもねね出でて出でるる印度いんどう付つ來きの信たよりに俄あつ羅ら斯し已まに兵つよ戎の帶おびて機き注ちゆ自みづから王わう韃たつ々つ里り國こく戎じゆう攻こう打たつと我われ聞き得えるふ數あまの仗たけと夫おの勝かつと又また聞き俄あつ羅ら斯しの使し者や二ふた三さん日にちの内うち已まに比ひ特とく革かく俄あつ羅ら斯しの東とう都とを離はなれ北京べいじんに往ゆくと知しむ此この使し者やハ漢かん土ど文ぶん字じを學まな習ぶと

十年じゅうねんよりして例れいを照てうし替か換かるのの人ひとに係かるる抑おさも英えい國こくの事ことを講こう論ろんぶるる係かるる縦たと英えい國こくの事ことを講こう論ろんぶるる亦また必かならず數かず月げつ方かたに到いたり得える大たい抵てい俄あつ羅ら斯しの使し者やいまぞ漢かん土どに到いたらざば以い前ぜん我われと漢かん土どとの事ことハ已まに開ひら開ひらす凡おのれ漢かん土ど人ひとの俄あつ羅ら斯しを思し疑ぎと別べつ國こくを思し疑ぎふ比ひぶれば更さらに甚しど断ことわり俄あつ羅ら斯し人にんの言こと語ごに聽き從したがひ肯あへん然しからば我われ等ら亦また必かならず俄あつ羅ら斯し人にんの陰いん謀ぼう詭ぎ計けいを隄ふ防ぼうなり新しん奇き坡ぱの新聞しんぶん紙し云いふ暹せん羅ら國こく王わう我われ等ら漢かん土どを攻せ敵てきたり乃すなはち事こと聞きて甚しど我われ等らを非そ笑わらひて輕かろ忽くわ一いつ

十年よりして例を照し替換るの人係る抑も英國の事を講論ぶる係る縦と英國の事を講論ぶる亦必ず數月方に到り得る大抵俄羅斯の使者いまぞ漢土に到らざば以前我と漢土との事ハ已に開開す凡れ漢土人の俄羅斯を思疑と別國を思疑ふ比ぶれば更に甚ど断り俄羅斯人の言語に聽從ひ肯ん然らば我等亦必ず俄羅斯人の陰謀詭計を隄防なり新奇坡の新聞紙云ふ暹羅國王我等漢土を攻敵たり乃ち事聞て甚ど我等を非笑ひて輕忽一

撮の多を以て天朝無数の兵丁に攻打と現在暹
 羅國王ある所漢土に赴き貿易するの船を將て
 盡く船廠を收免回し曼果暹羅のみに在て貿易する
 漢土人と新奇坡に貿易するの漢土人も亦さ
 我等を戲し笑し見る處し漢土人も如何ぞ其
 人民の衆き故恃むぞや又曰く國中新しく飛礮
 を作るの法を得たり佛蘭西人と闘ひ勝負し
 蓋し佛蘭西人初めて飛礮を用ゆるの時英吉利
 人即ち十分の心を留めておきてを學び佛蘭西人打
 仗の時よりて兵船を用ゆるに少くして能英人

は勝者ハ皆其火藥英吉利の火藥に勝るに因り現
 在咭付厘も亦說英吉利の飛礮ハ佛蘭西の飛礮と
 一様なり英國に在る飛礮を試みるの法は乃ち一
 隻大に堅固の船を建船隻の相距遠近を論むは
 なく俱に施し及ぶ處を直ち小飛礮大船の上
 に至り礮即ち裂開けば此船を將て打て碎片と
 成僅ら小船底を刺していまど壞れど片刻に即
 ち海に沈れり火藥を用ゆるに十一二棒に過ぐ彈
 子内又火藥を包藏し兩棒半より亦少く煙りあ
 り落下し待も亦聲なくして遠方より其音を聞

八十棒火藥の大礮放つ如く此亦國家の新
 鮮強勇也へは國家封密よして人よ知く之は惟佛蘭
 西の之此あはあり

米利堅の英吉利を駁たる新聞紙よ曰く爾ぢ屢次争
 ひ論をるハ上級結ぶよ過ぐ云あ若出を船上を查
 て一兩鴉片あり甘ト犯人を將て漢土の官府の
 正法よ交り船貨も官よ入る等の語と爾ぢ豈思
 ぞや英國屢次義律よ示し知せと云く凡と漢土
 よ到り貿易をば乃人ら皆應よ漢土の法律を遵守
 るんや我等若鴉片を夾帶されハ漢土人も亦

加るよ刑法を以てまはしあはるに儻我等船隻の
 人民英國よ到り若英國の法律を違犯あは豈能
 英國の法律を按て罪を治免ざらんや何を以て漢
 土よ到り漢土の律例よ遵ひ即ち以て本國の尊貴
 を辱しむるありと爲んや前よ英國の噶船色循船
 均しく具結口よ進むハ皆公眾の道理よ係り
 又曰く米利堅の旗號も已よ英國鴉片貿易の汚を
 所を被り數月前走私鴉片の船あるよ因て米利堅
 の旗號を扯免漢土の海岸よ在て來往し且英吉利
 人の口説よ必ぢ心を盡し力な盡し以て米利堅人

を陷害ふ必要むる等の語あり幸ひは漢土の官府其
奸を被る我識めて米利堅人方は害我受るを免る我
今請問爾が英吉利船の米利堅佛蘭西黃旗各國の
號を扯むハ公正の道理とふにや抑私利を顧みざる
とふにや又煙を繳時の如き鴉片の價值每箱は洋
銀二百五十員は過む何れ國人の煙を將て義律は賣
與へ呈繳するの時又價を索むると每箱は五百員の多
き英國の庫中我望むるは償補んと欲を我並び
よ英國人の短處を掲出さんと欲を非は但果
て此の如きは係まれば必は更に許多説は堪ざるの

事あらん故は我畧陳ざるを得ば
澳門西洋の兵頭より英吉利の兵頭士密は覆の信
曰く英吉利人々我英人を留絶此は在て居住する
を想ふを要絶む我亦必は漢土人定むる所の章
程を守り肯ておまは違ひ背らむは只是漢土と英國
と兩邊の事々我はな理絶む爾が但説は英吉利
人々澳門居住の難きは在ると思ひ及むは西洋の
五千人は英人の爲も亦重き累ひを受貿易あ
る所は停止を要む爾が若朋友の情我念する
我即ち近來幾箇月の内ある所の事を將て宣布

與とも天下てんかの人ひとは通つうトて知ち道だう也や各かく國こくの公こう議ぎ判はん断だんを
求もとむ爾なんが行おこなふ所ところの事こと獨ひとり我わが國こくの法ほう律りつを犯おかすのことな
らど乃そもち亦また英えい吉き利り國こく家けの法ほう律りつを犯おかすあり
設し正せい經けい貿まう易いを停てい止しせんと欲あり外國がいこくの通つう商しょう或ある許ゆるさば
日に本ぽん近ちん來らい二に百ひゃく年ねん外がい國こくと往わう來らいせざば亦またの事こと乃な如ごとく
此こ必かなず能あたらば彼かの時とき日に本ぽん人じんの機き智ちハ歐おう羅ら巴ぱの各かく國こくと
相あ等ひつ一いつ即すなち國こく中ちゆうの強かう勇ゆうも亦また歐おう羅ら巴ぱの各かく國こくと相あ
同どうト況まて彼かの時とき歐おう羅ら巴ぱ人じんハ已まじ漢かん土どの利り益えき或ある得える
故ゆも日に本ぽんの貿まう易いを視しるは甚たま緊きんきを要よる也や今いま
二に百ひゃく年ねん來らい西せい洋やう各かく國こく船せんを行おこなふの法ほう勇ゆう敢かんの心こころ及および國こく中ちゆう

の財たう帛たうと俱とも已まじ大おほき前まより増まちあり日に本ぽんに在あり
貿まう易いを多たる日に淺あく漢かん土どに在あり貿まう易いは多たる日に久ひく
所ゆ以ゆ漢かん土どの貿まう易いと即すなち停てい止し一いつ難がたし
育う乃な士し跌てつ國こく即すなち米まい利り堅けん國こくの定さだめて必かなず打た仗ちやうの意いな一いつ其その信しん
の内うちに云いく米まい利り堅けん人じんの漢かん土どに在あり論ろんなく如い何なんぞ
虧うる以も吃くん育う乃な士し跌てつの國こく家けハ定さだめて必かなず心こころを盡つく
して平へい安あん或ある調てう停てい而して已まじ前まに歐おう羅ら巴ぱの各かく國こく時ときに常つねに
打た仗ちやうは因よりて大おほ呂りよ宋そうの各かく部ぶ落らくも亦また屢しばしば擾じやう亂らん所ところ以ゆこ
米まい利り堅けんの元げんを事こと俱ともに能あたらば忍にん耐たい肯けんて別べつ國こくと同どうトく
打た仗ちやうは

英國人の省城を離る後行爲は不是の事あはし
因て故に漢土人あはれ以て英國人を罪せり
堅人も漢土を恭順はるに係り以て常を照し貿易
を法を得る前月の間我等已に暫く港外に貿易を
するの章程を議し定むるに獨り花旗と與に和心せ
ば此外國と心を齊し會合をもと能はるの大害
に係るにたり
米利堅人と從前只兩邊俱に管らるる人の人と作んと
欲する等の語みて去年米利堅人の鴉片を繳はし時
を觀るに只當に英吉利人の物に係るに應に英吉利

の國家便ち米利堅人代り繳る所の鴉片價值を賠
補むといひ難くも人や但米利堅人より果して兩邊理
免がるのひと作んと欲せば即ち應に停留て虎門外
洋に在て方々平安を得るに應に具に結び口に進
むるに應に米利堅人若果して能長々兩邊理免がむ
に即ち我等許多憂愁の事故免御す
英吉利歐斯特里俄羅斯普魯社の四大國に已に經
て都會機と同一く章程を立定免又此章程を將
寫して伊指國の巴渣官に寄與ふに但に曾て佛
蘭西國に會合せは恐くハ此事將來佛蘭西と英吉

利と兩國相睦一かぶぎふ一免人巴厘滿衙門已水
 師軍命トて二千の水手を添ま命トて即ち
 速りし船隻故整頓佛蘭西亦其兵丁を増添此事
 ら両邊錯會了意係我等其相友愛してこそ故
 定奪ると故望む

澳門月報和解 大尾

正木仙八藏版



3181

35524

